

参考資料

2021年5月
通商政策局・貿易經濟協力局

経済安全保障と産業競争力の 強化に向けた取り組み

梶山経済産業大臣からの産業界への発信

- 日本企業においては、**国際動向を把握するための所要の体制を整備し、自社サプライチェーン上のリスク把握**を行いつつも、**過度なビジネスの委縮は避ける**ことが望ましい。
- 経産省としては、引き続き、関連情報の収集・発信や関係国との対話を通じて、**事業の予見可能性・他国企業との公平な競争環境の確保**に取り組んでいくべきではないか。



梶山経済産業大臣から
産業界に発信
(2020/11/17閣議後
記者会見)

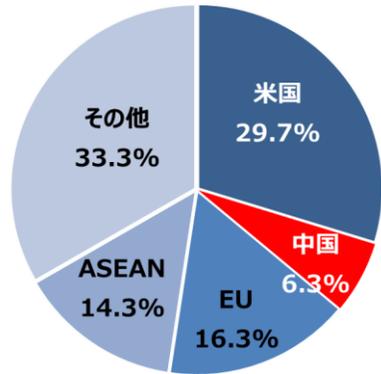
- 米中の技術覇権争いが激化する中で、先月成立をいたしました中国の輸出管理法が12月1日から施行されます。産業界からは、**米中をはじめとする我が国の主要貿易相手国による輸出管理の強化**について、懸念の声が上がっていると承知しております。
- 経済産業省としては、引き続き中国輸出管理法の**詳細などの把握に努めるとともに、積極的かつタイムリーに情報を発信してまいりたい**と思っております。
- その上で、本日は、企業からの声を踏まえて、産業界に対して、経済産業省としての考えを3点お伝えしたいと思います。
 - 第一に、**企業各社においては、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをしていただきたい**。具体的には、輸出管理の状況を踏まえつつ、**自社のサプライチェーン上のリスクについて精緻に把握**するとともに、必要に応じて規制当局に許可申請を行っていただきたいということ。
 - 第二に、他国企業と同等の競争条件を確保することも重要であります。各国の輸出管理上求められている内容を超えて、**過度に萎縮していただく必要は全くありません**。
 - 第三に、**仮にサプライチェーンの分断が不当に求められるようなことがあれば、経済産業省は前面に立って支援**をしてまいります。
- こうしたことを、今後の産業界との対話の中でお伝えするとともに、企業からの生の声をお聞きしてまいりたいと思っております。**産業界からも積極的に情報を提供いただきたい**と思います。
- これらの取組や関係国との対話等を通じて、日本企業の事業環境の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

日本企業にとっての中国（中国市場の存在感）

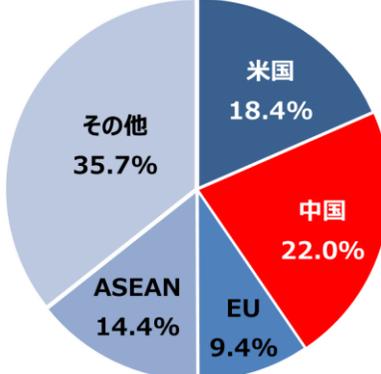
- 中国との貿易・投資は過去20年で大きく拡大。米国を抜き、**最大の貿易相手国**に。
- 直接投資収益も拡大。日本企業にとって、**中国は「稼げる市場」**として**圧倒的存在感**。

日本の**輸出額**の各国・地域別シェア

(2000年)

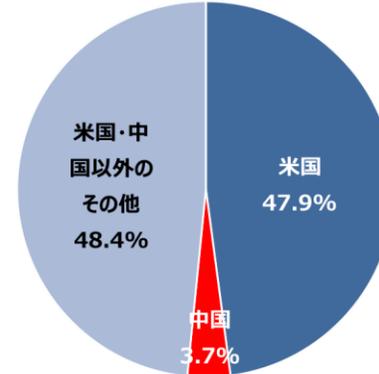


(2020年)

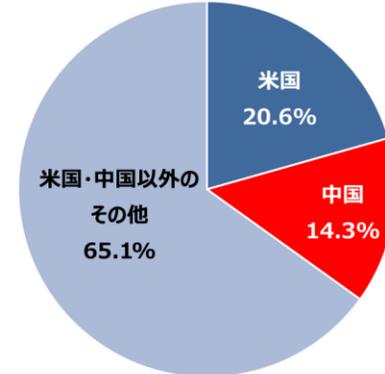


日本の**直接投資収益**に占めるシェア

(2001年)

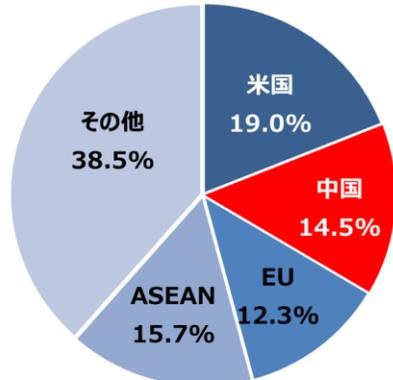


(2019年)

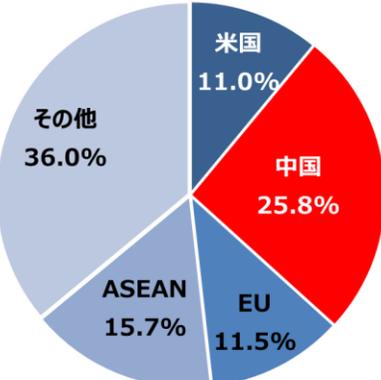


日本の**輸入額**の各国・地域別シェア

(2000年)



(2020年)



日本企業は
地産地消型
が主流

日本の**対外直接投資収益率**

(2019年)

中国	中南米	ASEAN	北米
14.9%	9.7%	9.0%	5.4%

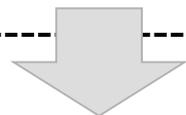
※対中直接投資からの日本の総受取額：
2兆1,124億円（2019年）
（世界全体からの総受取額の14.3%）

生産拠点の多元化に向けた対応

● 昨年のコロナ経済危機に際する供給途絶の反省を踏まえ、生産拠点の集中度の高い製品・部素材に係る**生産拠点の多元化**は未だ道半ばであるものの、**一定の進捗**。

これまでの政策対応（2020年5月～

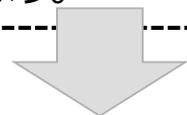
- **サプライチェーン対策のための国内投資促進事業（国内立地補助）**。令和2年度補正予算（2200億円+その後、予備費で860億円積み増し）を措置し、計203件を採択。令和2年度3次補正でも2108億円を措置。）
- **海外サプライチェーン多元化等支援事業**（「外・外」補助金）を実施。ASEAN・インドで事業を実施する**81件**を採択し、**設備導入、実証・FS(事業実施可能性調査)**を支援。



国際的に生産拠点の集中度の高い製品・部素材の**生産多元化**、自社の**生産拠点の集中度の低下**を引き続き目指す。

サプライチェーン多元化の課題（企業の声）

- ◆ インフラやビジネス環境が整備されている地域でないと難しい。
- ◆ サプライヤの切り替えには、コストや技術評価などの手間もかかり、一からサプライヤーを育て上げる必要。
- ◆ 各国の法律に基づく許認可が必要であり、調達先を変更することは困難。各調達先からの調達量が少ないと調達コストがあがってしまう。



更に多元化を進めて強靱なグローバルバリューチェーンを確立するためにも、**各国の事業環境整備が重要**。

デジタル分野での課題と取り組み

5Gシステムの国際展開

- 各国において、ベンダー多様化が、経済安全保障の観点からも重視されるように。また、世界的にオープンRANの導入拡大が見込まれる中、世界でいち早くオープンRANが商用利用されている日本は、同技術の利活用で先行。
- 欧米に設置した相互接続等の評価・検証を行うテスト環境を活用し、我が国事業者と海外事業者との連携を促進。ポスト5G基金でこの取組を支援。

O-RAN商用稼働時期と相互接続テスト環境設置



共通価値への関心の高まり（グリーン）

脱炭素インフラシステムの海外展開

- 世界のカーボンニュートラルの実現に向け、成長著しいアジア等新興国に不可欠な、あらゆる技術・エネルギー源を活用した**段階的かつ現実的なエネルギー転換**を、**ファイナンス支援、人材育成等を通じて支援**する。
- また、日米協力による水素、CCUS／カーボンリサイクル、革新原子力等のクリーンエネルギー技術の実証やプロジェクト組成支援の強化等で日本企業の事業展開を後押しする。

▶ アジア等新興国のエネルギー転換支援

- 各国の事情を反映したエネルギー転換のロードマップ／シナリオの策定支援
- 「アジア版転換・ファイナンス」の考え方の確立・普及
- 個別プロジェクトに対するファイナンス支援
- 脱炭素技術の開発・実証支援
- 人材育成支援、制度整備支援
- アジアCCUSネットワーク等を通じた知見共有
- 官民イニシアチブの活用（CEFIAを通じた国際貢献）

▶ 気候変動、クリーンエネルギー及びグリーン成長・復興に向けた日米協力

- イノベーション・開発や実社会での普及の連携・支援強化（例）再エネ、省エネ、水素、CCUS／カーボンリサイクル、革新原子力等
- スマートグリッド等、気候変動に適応したインフラの整備・活用促進
- インド太平洋地域等の脱炭素移行支援（例）日米クリーンエネルギーパートナーシップ、日米メコン電力パートナーシップ

▶ 日本の脱炭素技術を活用した案件組成支援の強化

- 令和3年度は発電所のO&Mサービス等の分野でも案件を採択。
- 再エネやデジタル技術を活用した発電所の運転効率化等の小規模案件に関する機動的なF/Sや商談先への効果的な提案等、多様化するニーズに応え、より効果的な案件組成を行えるよう、今後支援の強化が必要。

インドネシア E V 政策への協力

- インドネシアは、**EVによる自動車大国**を目指し、EV車両・バッテリーの生産を推進。EV普及には、**需要拡大や充電インフラ整備、蓄電池等の関連産業育成等が不可欠**。
- 電動化を進める日本が、インドネシア市場での**これまでの経験**を生かし、**更なるEVの普及**に向けて、人材育成や投資等、**EV分野での協力を官民で拡大**。

インドネシアの電動車市場の現状

- ・インドネシアでの「電動車」の新車販売（2020年）：259台(0.1%)
※うち、EVは 100台以下



日系メーカーは、これまでの経験（同国の自動車産業発展に半世紀に渡り貢献。日本勢シェア9割以上）を活かし、インドネシアのEV化への協力を拡大

EV事業環境整備支援

- EV普及に向けた充電インフラ
- 蓄電池等の関連産業育成
- 人材育成

日系各社で約35億ドルの新規投資

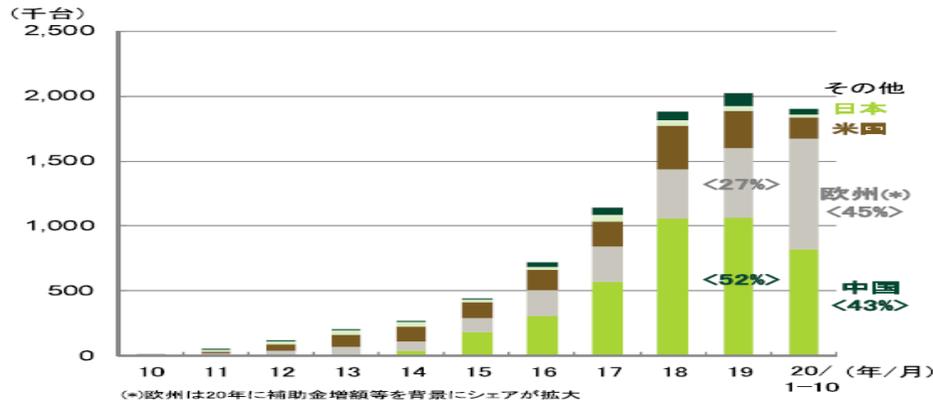
- ・トヨタ：EV輸入販売（2020年～）
HEV現地生産（2022年～）※
- ・三菱：PHEV輸入販売（2019年～）
- ・日産：EV、HEV輸入販売（2020年～）

※2023年までに20億ドルを投資予定。

中国の戦略産業としての「グリーン」

- 中国は、「グリーン」関連産業に関しても、巨大な国内市場で日米欧メーカーと競いながら、**技術力を強化し、関連企業を育成**。特に、EVに関しては、世界の新エネ車販売台数の半分以上を占める巨大な国内市場を「苗床」とし、低価格の戦略車で世界に打って出る構え。

＜世界の新エネ車販売台数の推移＞



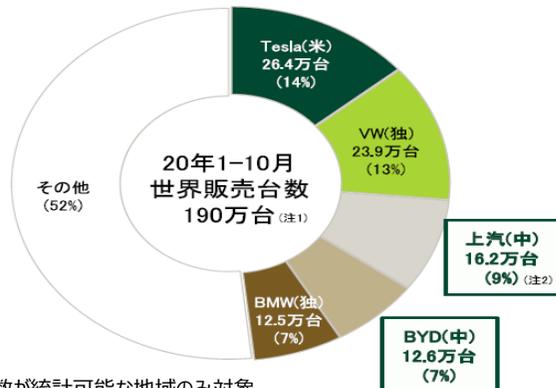
＜中国EV市場価格帯＞

外資	価格帯	中国
テスラ	高級 26万元 (420万円)	NIO 吉利
トヨタ VW GM	中級 10万元 (170万円)	広州 BYD 北京
	低価格	長城 上汽GM五菱

出所：21年4月21日付『日本経済新聞』

※NIOは600万円という高級路線で「中国のテスラ」と呼ばれる。百度や Tencent 等が出資。18年9月にNY証券取引所に上場。21年1月には「22年には1000キロを超えるEV車を投入する」と発表（日本のEV車の航続距離500キロ前後）。

＜メーカー別の世界新エネ車市場シェア＞



※（注1）販売台数が統計可能な地域のみ対象
（注2）上汽GM五菱ブランド含む。

上汽GM五菱は格安EVで市場を席捲

「宏光MINI」約48万円



- 20年の世界のEV車モデル別販売台数第2位、中国国内で7か月連続でEV車販売台数トップ
- 徹底したコストカット（航続距離が短い（120*₀）電池の採用や簡素な内装）
→日本の軽自動車より安い価格を実現
購入者の7割以上が30歳以下

長城は世界進出に意欲を示す

「欧拉」シリーズ約100万円



23年に30か国で
100万台の販売目標

共通価値への関心の高まり（人権）

人権関連の国際フレームワーク

- ビジネスと人権の国際的フレームワークとして、様々な国際機関のガイドライン等が存在。
- 2011年の国連決議で国別行動計画の作成を各国に推奨。日本は関係府省庁で策定し2020年10月に公表。企業における人権デューデリジェンス導入への期待や、政府が取り組む各種施策などを掲載。

主なガイドライン・枠組み等



「ビジネスと人権」に関する行動計画 (概要)

第1章 行動計画ができるまで	
1	「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性
2	行動計画の位置付け
3	行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの <ul style="list-style-type: none"> 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上 SDGsの達成への貢献
4	行動計画の策定プロセス
第2章 行動計画	
1	基本的な考え方
2	分野別行動計画
第3章 政府から企業への期待	
政府は、その規模、業種等に関わらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・デシリジェンスのプロセスを導入することを期待。	
第4章 行動計画の実施・見直しに関する枠組み	
行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。	

コーポレートガバナンス・コードの改訂について

- 金融庁と東証の有識者会議において、コーポレートガバナンスの諸課題を議論。**4月6日、コーポレートガバナンス・コードの改訂案を公表**。公表された改訂案においては、**サステナビリティを巡る課題への対応の重要性に言及**した上で、その課題の例として、「**人権の尊重**」も明記。サステナビリティの取組の開示についても求めている。

- フォローアップ会議（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」）では、日本企業の環境変化への対応力の向上により、企業価値を高め、内外の投資家の評価を得るため、コード改訂に向けて審議を行ってきた。
- これまでの審議に基づき、以下の内容のコード改訂案について、本年3月にフォローアップ会議で取りまとめを実施。4月7日よりパブリックコメントを行ったうえで、6月に確定版を公表予定。

改定案の主なポイント

1. 取締役会の機能発揮

- プライム市場上場企業において、**独立社外取締役を3分の1以上選任**（必要な場合には、**過半数の選任**の検討を遡憑）
- **指名委員会・報酬委員会を設置**（プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数を選任）

2. 企業の中核人材の多様性確保

- **管理職における多様性の確保**（女性・外国人/中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定

3. サステナビリティ投資

- プライム市場上場企業において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示について質と量を充実

(注)その他の主な改訂項目

- 親子上場： **プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置**
- 株主総会関係： **プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラットフォーム利用と英文開示の促進**

WTOマルチでのルール作り・活用

「貿易と気候変動」に関するWTOでの日本提案

- 3月、日本が世界の気候変動対策をリードする観点から、カーボンニュートラル実現に焦点を当てた提案を発表。 カーボンニュートラルに資する製品・技術のグローバルな普及を後押しするため、柱として、①関税撤廃、②規制面に関するルール作り、③途上国支援（キャパシティビルディング）を打ち出し。
- まずは年末のWTO第12回閣僚会合に向けて関心国と議論していく。

＜提案の柱＞



1. 関税撤廃

温室効果ガス排出削減に直接貢献する技術が用いられた物品（環境物品）について、関税を撤廃。対象として、グリーン成長戦略の分野のうち、関税撤廃ニーズがある9分野（※）を例示。今後、具体的な物品を特定すべく議論。

※ 風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環

2. 規制面でのルールづくり

環境物品の普及を促進するため、①研究開発促進（特許審査の待ち時間短縮）、②サプライチェーン強化（原材料等の輸出規制の抑制）、③普及促進（各国規制と国際規格の調和）、④国内措置の説明責任と透明性向上（国境調整措置に関する議論）等を例示。環境関連サービスの特定や、行政手続の規律強化に向けた議論の重要性も指摘。

3. 途上国支援（キャパシティ・ビルディング）

途上国において環境物品が普及し排出削減が進むよう、途上国における規格作りへの支援を例示。

WTOにおける途上国地位問題

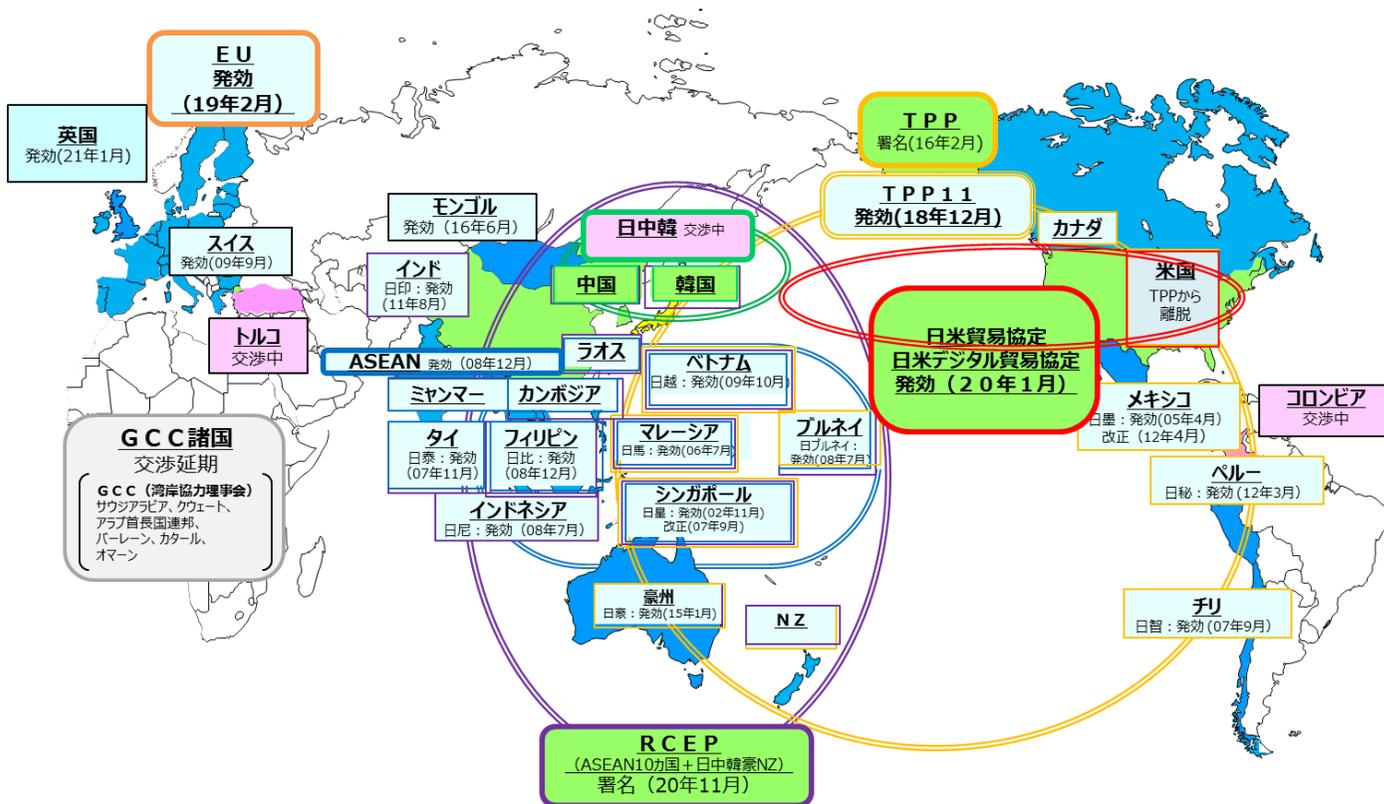
- WTOにおける「**発展途上国**」：自己宣言方式（WTO協定に定義及び明確な基準はない）
- WTO協定上、発展途上国は、「**特別かつ異なる待遇***」を受けられる。
- *「**特別かつ異なる待遇（Special & Differential Treatment (S&DT))**」：無差別原則及び相互主義に対する例外
 - （例）特恵的市場アクセスの享受、関税削減目標の緩和、WTO協定上の義務が一部数年間かからない（経過的期間）、技術的支援を受けられるなど
- WTOの規律分野の拡大及び一括受諾方式（Single-Undertaking）
 - 発展途上国の加盟促進のための履行義務の減免



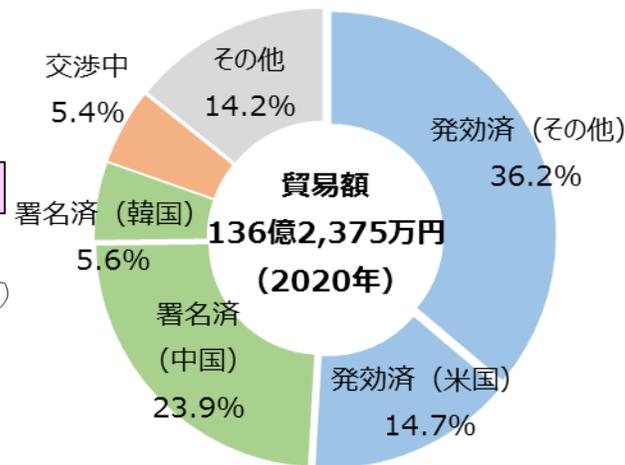
EPAでの二国間/地域のルール作り・活用

我が国の経済連携の現在地

- 2020年11月のRCEP署名により、我が国のFTA等カバー率は80.4%に。
- トルコやコロンビア等を始め、引き続きEPA交渉を戦略的観点を踏まえながらスピード感を持って推進。TPPを脱退した米国をどのようにインド太平洋地域の経済秩序づくりに再度関与させていくかが大きな課題。

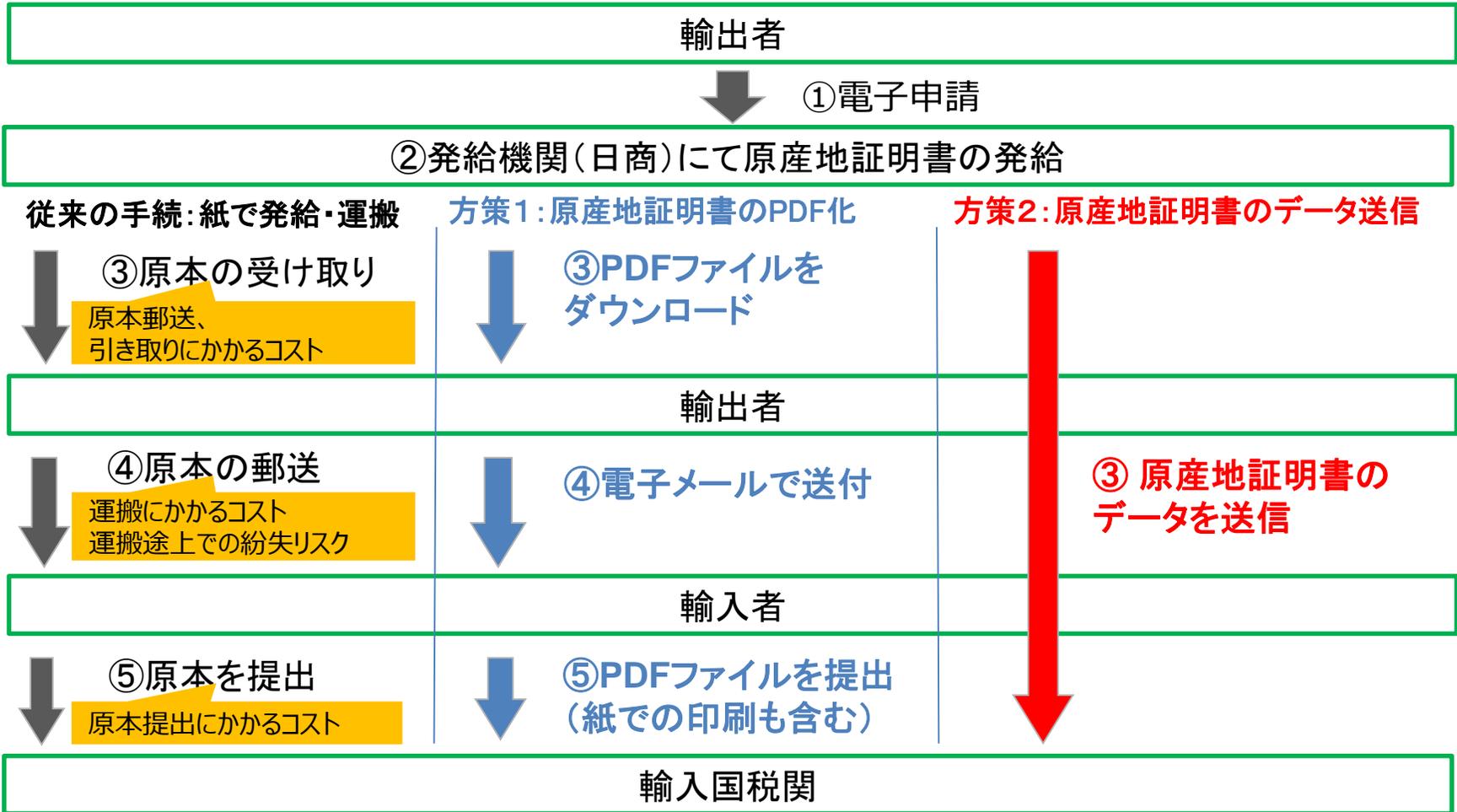


＜日本の各国との貿易額の割合＞



既存EPAの利活用の促進：原産地証明手続のデジタル化

- E P Aの利活用に必要な原産地証明書の発給とそれを用いた通関の手続につき、各国との間で、従来の紙の証明書を用いる形から、輸出国の発給機関が輸入国税関に証明書のデータを直接送信する形や輸入国の税関にPDFファイル等の電子媒体で証明書を提出する形への制度改善・インフラ改善を推進し、手続の簡素化・迅速化を行う。



我が国の投資協定交渉の進捗状況

- 現在、54本（79の国・地域）に署名、うち49件が発効。交渉中の19本を含めると94の国・地域をカバー。
- 今後は、投資先としての高い潜在性や第3国に劣後しないビジネス環境の整備が重要な国々につき、産業界の要望も踏まえつつ、中南米やアフリカを中心とした国々との新規交渉開始や既存交渉中の協定の早期妥結を目指す。投資関連協定の利活用に向けた周知活動にも取り組んでいく。

■ 発効済

投資協定

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 エジプト(1978) | 17 イラク(2014) |
| 2 スリランカ(1982) | 18 日中韓(2014) |
| 3 中国(1989) | 19 ミャンマー(2014)※ |
| 4 トルコ(1993) | 20 モザンビーク(2014)※ |
| 5 香港(1997) | 21 コロンビア(2015)※ |
| 6 パキスタン(2002) | 22 カザフスタン(2015) |
| 7 バングラデシュ(1999) | 23 ウクライナ(2015) |
| 8 ロシア(2000) | 24 サウジアラビア(2017) |
| 9 韓国(2003)※ | 25 ウルグアイ(2017)※ |
| 10 ベトナム(2004)※ | 26 イラン(2017) |
| 11 カンボジア(2008)※ | 27 オマーン(2017) |
| 12 ラオス(2008)※ | 28 ケニア(2017) |
| 13ウズベキスタン(2009)※ | 29 イスラエル(2017)※ |
| 14 ペルー(2009)※ | 30 アルメニア(2019)※ |
| 15 パプアニューギニア(2014) | 31 ヨルダン(2020) |
| 16 クウェート(2014)※ | 32 アラブ首長国連邦(2020) |
| | 33 コートジボワール(2021) |

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 シンガポール(2002)※ | 9 スイス(2009)※ |
| 2 メキシコ(2005)※ | 10 インド(2011)※ |
| 3 マレーシア(2006)※ | 11 豪州(2015)※ |
| 4 チリ(2007)※ | 12 モンゴル(2016)※ |
| 5 タイ(2007)※ | 13 CPTPP(2018)※ |
| 6 ブルネイ(2008)※ | 14 EU(プレ規律のみ)(2019) |
| 7 インドネシア(2008)※ | 15 日ASEAN包括的経済連携(2020)※ |
| 8 フィリピン(2008)※ | 16 英国(プレ規律のみ)(2021) |

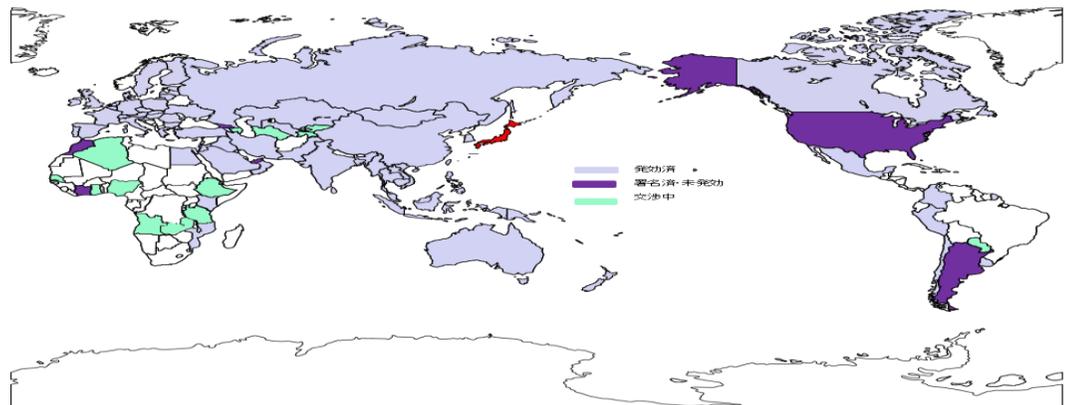
■ 署名済・未発効

- ・ TPP *協定(2016年2月署名, 承認済) ※
 - ・ アルゼンチン(2018年12月署名, 承認済) ※
 - ・ モロッコ(2020年1月署名, 承認済)
 - ・ コートジボワール(2020年1月署名, 承認済) ※
 - ・ RCEP ** (2020年11月署名) ※
 - ・ ジョージア(2021年1月署名) ※
- *TPP: 環太平洋パートナーシップ
**RCEP: 東アジア地域包括的経済連携

■ 交渉中(未署名)

投資協定

- | | | |
|-------------|--------------|---------------------|
| 1. アンゴラ | 10. ナイジェリア | 投資規律を含むEPA/FTA |
| 2. アルジェリア | 11. ザンビア | |
| 3. カタール | 12. エチオピア | 1 カナダ |
| 4. ガーナ | 13. タジキスタン | 2 日中韓 |
| 5. タンザニア | 14. EU* | 3 トルコ |
| 6. バーレーン | 15. パラグアイ | |
| 7. トルクメニスタン | 16. アゼルバイジャン | 投資保護規律・投資紛争解決について交渉 |
| 8. セネガル | | |
| 9. キルギス | | |



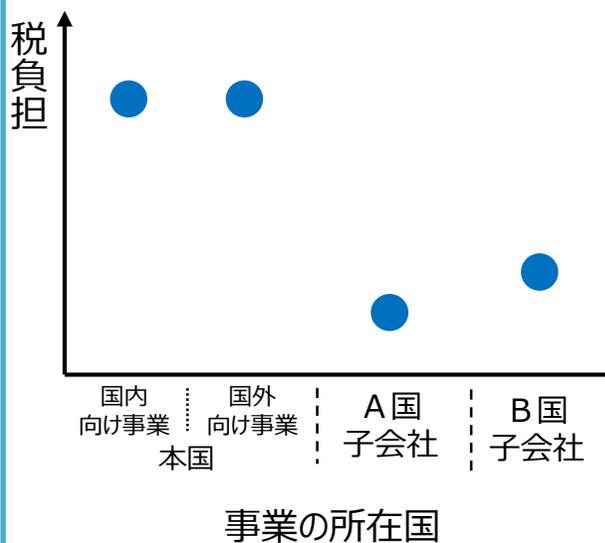
OECD、APEC等での規範づくり

デジタル国際課税ルール：最低税率課税（ピラー2）のイメージ

現状

本国の親会社と比べて、軽課税国の子会社で事業をする方が税負担が少ない

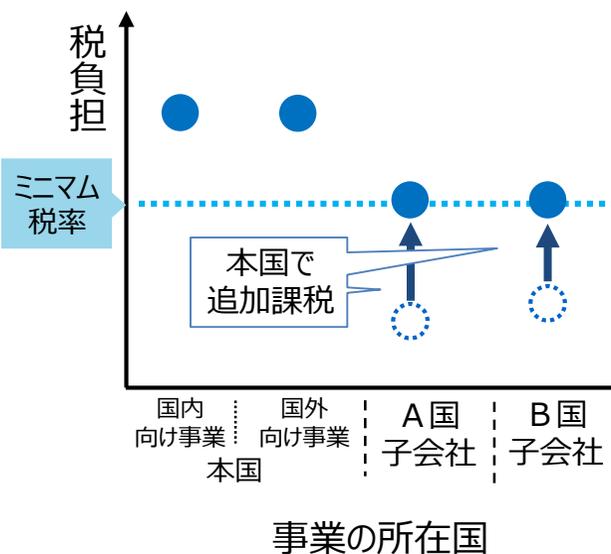
➡ 軽課税国への事業移転の誘因



OECD提案（最低税率課税）

海外子会社の所得を最低税率まで課税

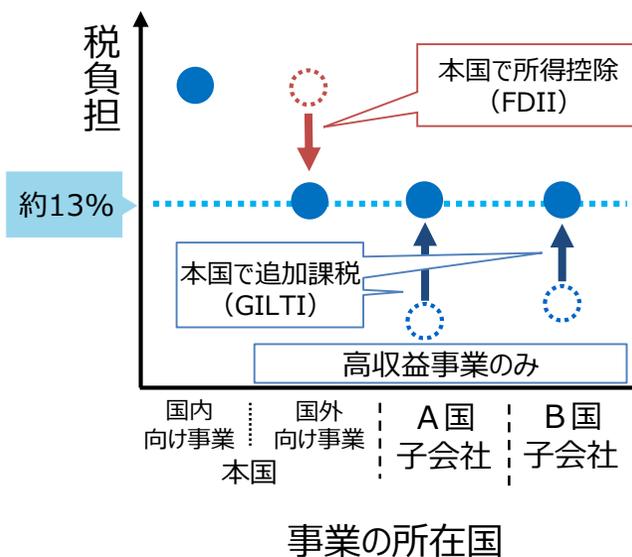
➡ 軽課税国への事業移転の誘因減少



(参考) 米国税制（2017年～）

米国法人は、無形資産関連の海外事業を世界のどこで行っても税負担は同一

➡ 軽課税国への事業移転の誘因減少



日本の強みを活かすバリューチェーンの 官民での作り込み

日豪褐炭水素サプライチェーンプロジェクト

- 豪州の未利用エネルギーである褐炭から水素を製造し、日本に輸送するプロジェクトを実施中。
- プロジェクトは、NEDO助成事業部分と豪州連邦政府・ビクトリア州政府による補助事業部分から構成され、それぞれの事業に日本企業が参画している。
- 2019年12月には世界初となる**液化水素運搬船の進水式**が開催。
- 2020年6月に神戸の**液化水素荷役実証ターミナル**の実証試験、2021年2月に豪州の**褐炭ガス化・水素精製設備、水素液化設備**の実証運転が開始。
- 2021年度下期に、**世界初となる日豪間航海実証**を実施する予定。

日豪褐炭水素サプライチェーンの全体イメージ



※CCSについては豪州プロジェクト（CarbonNet）とコラボレーション予定。

豪州



出典: HySTRA

日本

<事業主体>

HySTRA：技術研究組合
CO2フリー水素サプライチェーン推進機構



<実施主体>



<凡例>

NEDO助成事業部分

豪州補助事業部分

日豪サプライチェーン協力

レアース（ライナス社）

- レアースは世界各地に賦存するものの、1990年代に中国が安価な生産で市場を席巻。2010年、中国はレアース等の輸出枠の大幅削減等を実施。中国からの輸出が一時停滞し、レアース価格は高騰（レアース危機）。
- 2011年、レアース危機を受け、レアースの安定供給及び供給源多角化を目的として、双日及びJOGMECは、プロジェクトの開発資金の一部をライナス社に出融資（計2.5億米ドル）。

ライナス社事業の概要

- 豪州で生産したレアース鉱石を、マレーシアで分離・精製し、希土類を生産。
- 生産物は主に、電動車等のモーター用磁石などの原材料として利用。



マレーシアにおける
分離・精製施設



西豪州における
マウントウェルド鉱山

我が国のレアースの輸入量変化

（2008年→2019年）

